

添付法令資料 1 :

韓国山林資源の造成及び管理に関する法律（目次）

2020 年 6 月 9 日法律第 17420 号により一部改正 2021 年 6 月 10 日施行

第 1 章	総則（第 1 条ないし第 5 条）
第 2 章	山林資源の造成及び育成
第 1 節	持続可能な山林経営（第 6 条ないし第 12 条）
第 2 節	山林経営計画（第 13 条ないし第 15 条）
第 3 節	山林用種苗生産等（第 16 条ないし第 19 条）
第 4 節	削除（第 19 条の 2 ないし第 21 条）
第 5 節	山林事業の施行等（第 22 条ないし第 29 条）
第 6 節	山林経営指導員（第 30 条及び第 31 条）
第 7 節	山林資源の調査及び技術開発（第 32 条ないし第 35 条）
第 8 節	ムクゲの普及及び管理（第 35 条の 2 ないし第 35 条の 6）
第 3 章	山林資源の利用（第 36 条ないし第 41 条）
第 4 章	山林の公益機能増進
第 1 節	山林の保全等（第 42 条ないし第 52 条）
第 2 節	削除（第 53 条ないし第 57 条）
第 3 節	山林環境機能増進資金（第 58 条ないし第 63 条）
第 5 章	補則（第 64 条ないし第 70 条）
第 6 章	罰則（第 71 条ないし第 79 条）
附則	